## 岩手県告示第455号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成25年5月28日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 石川建築工務所
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区姉体町字原ノ下82
    - ウ 代表者の氏名 石川多恵寿
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-22) 第3729号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年5月27日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成25年5月22日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社古川重機
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市玉山区渋民字狐沢34番地8
    - ウ 代表者の氏名 古川寛一
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-23) 第7197号
  - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年5月16日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成25年4月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社石川電気
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字内ノ目1番地34
    - ウ 代表者の氏名 石川要司
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-23) 第7845号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年4月15日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃業した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成25年4月26日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社セイデン
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字普金81番地
    - ウ 代表者の氏名 鈴木修太郎
    - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-21) 第8345号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

<ul><li>(4) 処分の原因となった事実</li><li>4号に該当する。</li></ul>	平成25年4月26日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、	このことが法第29条第1項第